

小野町職員募集

平成20年度小野町職員（大学卒程度）採用候補者試験を左のとおり実施します。

○試験職種 行政

○採用予定人員 若干名

○受験資格

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）。

○試験の方法、期日及び場所

第一次試験 筆記試験（教養及び行政の専門知識）

平成19年7月29日（日）

福島県自治会館（福島市中町8番2号）

第二次試験

10月下旬実施予定

○申込用紙の請求

申込用紙は、小野町役場で交付するほか、小野町のホームページからもダウンロードできます。郵送での請求の場合は80円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封してください。

○受付期間等

平成19年5月31日（木）から6月29日（金）まで。

郵送による申込書提出は、6月27日（水）までの消印のあるものが有効。

◆問い合わせ

総務課 ☎72-22111

小野町ホームページ

<http://www.town.ono.fukushima.jp>

国民年金

コ-ナ-

こんな時には、
こんな手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。下の表に記載してあるようなときは、届出が必要です。忘れずに届出を行いましょ。

届出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市区町村や勤務先などで確認のうえ、14日以内に手続きをしてください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-69333



国民年金加入者の方

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき（※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く）	市区町村	印かん
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印かん
厚生年金・共済組合の加入をやめたとき	市区町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん
配偶者（第2号被保険者）に扶養されなくなったとき（※離別や死別をしたときや収入が増えたとき）	市区町村	年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん
住所、氏名が 変わったとき	第1号被保険者	市区町村
	第2号、第3号被保険者	勤務先
年金手帳がなくなってしまったとき	市区町村 勤務先 社会保険事務所	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書 （※本人以外の方が届ける場合は委任状）

年金を受けている方

こんなとき	提出書類
誕生日がきたとき	年金受給権者現況届（注1）
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届
年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

注1 所得状況の確認が必要な障害基礎年金を受給されている方など一部の方のみ、提出が必要となります。その他の年金受給者については原則提出不要となります。